

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 7  
(令和7年1月24日)

【 目 次 】

1. 生活介護、自立訓練、就労継続支援	1
(1) 就労移行支援体制加算	1

## 1. 生活介護、自立訓練、就労継続支援

### (1) 就労移行支援体制加算

(就労移行支援体制加算について)

問1 同一の者について就労継続支援事業所等の利用と一般企業との離転職が複数回生じている場合、就労移行支援体制加算を複数回算定することは可能か。

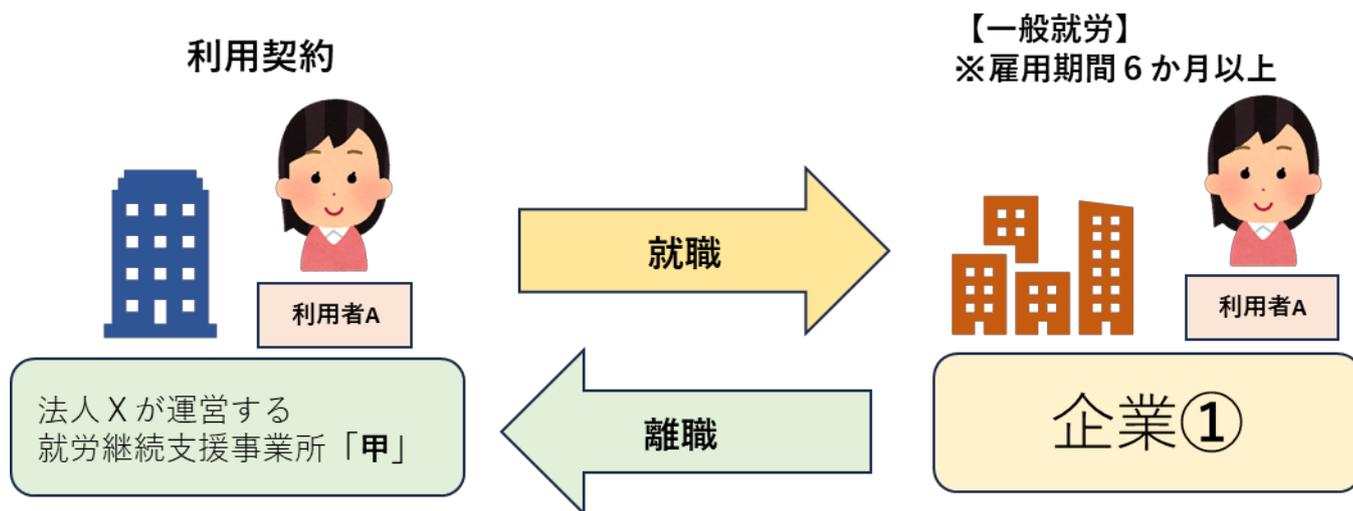
(答)

- 就労継続支援事業所については、障害者に対する福祉サービスとして、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行う事業であり、本人の希望や能力、適性等に応じて、一般就労に移行し、しっかりと定着できるよう支援することが重要である。
- そのためには、一般就労への移行後に着実な定着に繋げることを見据えた支援が必要であるとの観点から、一般就労に移行したという事実に加えて、定着に向け継続的な支援体制が構築されている事業所を評価することが必要であり、就労移行支援体制加算はそのような支援体制が継続して構築されていることについて評価するものである。  
また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、報酬告示に「過去3年間において、当該指定就労継続支援A型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。」と規定しており、同一の利用者について過去3年間において当該加算を複数回算定することは原則想定しておらず、例えば下記の事例で示すようなケースでは、就労移行支援体制加算を複数回算定することはできない。
- 以上を踏まえ、指定権者においては、当該事業所の情報だけでなく、利用者本人や当該事業所の他の利用者、他事業所、一般就労先などの関係機関等からも情報を収集し、総合的に当該加算の算定の可否を判断されたい。また、支給決定を行う自治体においては、請求内容が不正と疑われるような場合には、指定権者への情報提供を行うなど、自治体間で適宜連携を図られたい。

(事例1)

就労継続支援事業所甲から、企業①へ就職し、就職後6月経過後、企業①を退職後に甲の利用者として再び受け入れ、さらに後日、再度企業①へ就職するなど、離転職を繰り返すケース。

<例>



(事例2)

就労継続支援事業所甲から、企業①へ就職し、就職後6月経過後、企業①を退職後に、就労継続支援事業所乙の利用者として受け入れ、後日、企業②へ就職するなど、複数事業所及び企業間の離転職を計画的に繰り返すケース。

<例>

